

子ども手当の見直しと税制等の改正による家計への影響

2011年度下期以降、家計負担の増加につながる子ども手当の見直し、復興財源捻出のための所得税増税、社会保障と税の一体改革に伴う消費税増税等が予定・検討されている。こうした家計負担の増加は、可処分所得の減少等を通じて消費に少なからぬ下押し圧力を与える可能性が高い。増税のタイミングや一度に行う増税幅については、景気に過度の悪影響を及ぼすことがないよう慎重な検討が求められる。

現在、家計の負担増につながる税制等の改正が予定・検討されている。具体的には、①今年9月末で期限が切れた子ども手当の10月以降の制度見直し、②復興財源捻出のための基幹税（法人税、所得税等）増税、③社会保障と税の一体改革に伴う消費税増税である。これらの具体的な内容は、政治情勢とも密接に関連しており、現時点では確定していないことも多いが、実施時期とその規模次第では家計負担が大幅に増加し、可処分所得の減少・実質購買力の低下を通じて個人消費を押し下げることが懸念される。本稿では、上記の税制等の改正が家計に及ぼす影響について分析し、制度改正にあたって考慮すべき点を検討したい。

子ども手当見直しによる影響

まず、子ども手当見直しによる家計負担額の増減を試算する。民主・自民・公明の3党は子ども手当の見直しについて8月上旬に合意した（図表1）。2011年10月分からは「平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法」に基づく「子ども手当」が給付され、2012年度以降は児童手当法を改正した新たな制度が導入される予定だ。今年度後半の子ども手当については、支給対象はこれまでと同様であるが、支給額が子どもの年齢等によって変更される。具体的には、3歳未満は一律1万5千円、3歳～中学生は1万円、第3子以降の3歳～小学生は1万5千円が支給されることになる。2012年度からの新たな児童手当

は、支給額は今年度後半の子ども手当と同額であるが、2012年6月分から所得制限（年収960万円程度）が設けられる予定である。

図表2は、子ども手当見直しによる家計負担増加額（＝可処分所得減少額）を試算したものである。制度変更がなかった場合と比べ、2011年度は支給額の見直し（3歳未満等への増額を含む、以下同様）により0.1兆円、2012年度は支給額の見直しと所得制限の実施により0.5兆円の負担増となる。さらに、子ども手当の財源を確保する目的等で実施されている扶養控除の廃止、特定扶養控除の縮小による所得税増税分を加味すると、それぞれ0.7兆円、1.0兆円の負担が生じる計算となる。

なお、所得制限の対象となる一部世帯では、控除の廃止によって大幅に負担が増加するケースがあるため、税制面での負担軽減策の導入等が検討されている。軽減策の導入で家計負担増加額は多少小さくな

●図表1 子ども手当見直しの内容

	支給額		所得制限
	対象	支給額	
子ども手当（現行）	0歳～中学3年生	1万3千円	なし
児童手当（自公政権時）	3歳未満	1万円	あり （会社員4人世帯（夫婦、児童2人）の場合、年収860万円以上）
	3歳～小学6年生	5千円	
	（第3子以降）	（1万円）	
民主・自民・公明の3党合意	3歳未満	1万5千円	あり （会社員4人世帯（夫婦、児童2人）の場合、年収960万円程度を基準）
	3歳～小学6年生	1万円	
	（第3子以降）	（1万5千円）	
	中学生	1万円	

（資料）「子どもに対する手当の制度のあり方について」（子ども手当に関する3党合意文書）

る可能性もある。

税制等の改正による影響

次に、復興財源を確保するための基幹税増税である。復興構想会議の提言（6月25日）には復興財源のあり方について「基幹税を中心に多角的な検討をすみやかに行い、具体的な措置を講ずるべき」と明記された。これを受けて政府税制調査会は、復興財源（B型肝炎対策財源含む）として、税制措置に関する三つの選択肢を示した。今後5年間で必要となる復興費用19兆円のうち、第1次・第2次補正案に盛り込まれた6兆円を除く13兆円に加え、第1次補正予算の財源に回した年金資金の穴埋め分2.5兆円とB型肝炎対策費用0.7兆円を加えた合計16.2兆円について、歳出削減・税外収入で5兆円、残りの11.2兆円を増税で手当てする方針である（図表3）。増税する税目としては①所得税・住民税、法人税、②所得税・住民税、法人税、たばこ税等、③消費税の三つの案が提示され、増税期間については5年間で10年間の2パターンが示された。

その後、政府・与党案として決定したのは、所得税・住民税、法人税、たばこ税を増税するという内容である（9月30日）。所得税は、2013年1月以降、納税額に一定の割合で加算する「付加税」が課されることになる。税率については、臨時増税の規模に左右されるとみられるが、4%（増税規模を11.2兆円とした場合の税率）が有力とする見方もある^(注1)。仮に、付加税4%を課すと年間0.6兆円の財源を確保できるという。

さらに、社会保障と税の一体改革に伴う消費税率の引き上げもいずれかの時期に実施される可能性が高い。政府・与党社会保障改革検討本部がまとめた「社会保障・税一体改革成案」（6月30日）には「2010年代半ばまでに段階的に消費税率（国・地方）を10%まで引き上げ」る方針が示されている。また、国際通貨基金（IMF）は日本の消費税に関する報告書の中で、2012年から2017年までに税率を段階的に15%まで引き上げるべきと提言している。そこでは、GDP比200%を超える公的債務比率（2010年：220%（IMF見込み））を引き下げる手段として、高齢化社会においても安定的な税収が見込める消費税増税が適していると説明されている。経済協力開発機構（OECD）も

●図表2 子ども手当見直しの影響

(単位:兆円)		
	2011年度	2012年度
現状給付額(A)	2.7	2.7
子ども手当見直しと控除の廃止・縮小後の給付額(B)=(C)+(H)+(I)	2.0	1.7
子ども手当見直し後の給付額(C)=(A)+(E)+(F)+(G)	2.6	2.2
支給額を月1万円に減額(E)	▲0.2	▲0.6
所得制限の実施(F)		▲0.2
3歳未満、3歳以上小学生以下のうち第3子以降増額(G)	0.1	0.3
年少扶養控除の廃止(H)	▲0.5	▲0.4
特定扶養控除の縮小(I)	▲0.1	▲0.0
子ども手当見直しによる可処分所得への影響(J)=(C)-(A)	▲0.1	▲0.5
子ども手当見直しと控除廃止・縮小による可処分所得への影響合計(K)=(B)-(A)	▲0.7	▲1.0

(注) 1. 小数点第2位を四捨五入。

2. 2011年4月以降に予定されていた3歳未満の児童に対する支給額増額(1人当たり+7,000円、総額0.2兆円)は断念された。

現状給付額とは、当初予算ベースの2.9兆円から、当該増額分の0.2兆円を差し引いた金額である。

3. 計算方法は以下の通りである。

・支給額を月1万円に減額(※)=現状給付額×(1万円/1万3千円)-現状給付額

・所得制限の実施(※分除く)=- (現状給付額×(1万円/1万3千円))×10%

自公政権の児童手当時と同様に、支給対象児童を90%、支給対象外児童を10%と想定した。

・3歳未満、3歳以上小学生以下のうち第3子以降増額=3歳未満の増額分(人数×5千円)

+3歳以上小学生以下のうち第3子以降の増額分(人数×5千円)

3歳未満と3歳以上小学生以下のうち第3子以降の直近の人数は分からないため、「平成21年度児童手当事業年報」を参考にした。

4. 年少扶養控除の廃止と特定扶養控除の縮小により、所得税は2011年1月から、住民税は2012年6月から実質的な増税。

(資料)厚生労働省資料、厚生労働省雇用均等・児童家庭局「平成21年度児童手当事業年報」

(注1) 政府は、税外収入の上積みによる増税規模の圧縮を目指すとの報道もあり、その場合は税率が引き下げられる可能性もある。

「対日審査報告書2011年版」の中で、消費税率は20%程度まで引き上げる必要があると指摘している。

以上のような税制改正がどのような形で実施されるのか、現時点では不透明な部分が多い。仮に、消費税率が10%まで引き上げられた場合、家計負担の増加は13兆円程度となる。これに子ども手当の見直し分(0.5兆円)と所得税4%の付加税分(0.6兆円)を加えると、2011年度との対比で約14兆円の負担増(可処分所得の5%程度)が見込まれる。こうした家計負担の増加は、可処分所得の減少等を通じ、消費に下押し圧力を与える可能性が高い。

1997年度の教訓

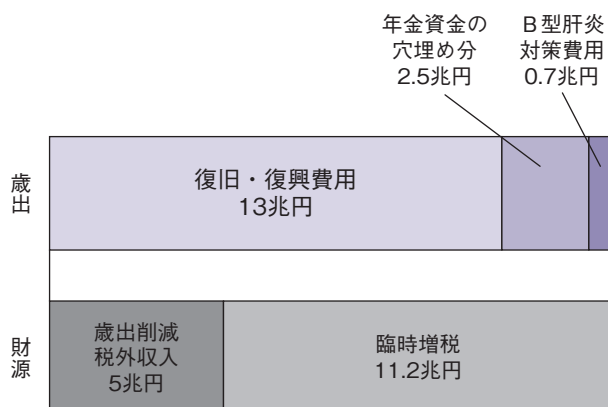
ただし、家計の負担増が個人消費に及ぼす影響は、実施のタイミングや一度に行う増税幅等によって異なるだろう。近年で家計負担が1年で大幅に増加したケースとしては、1997年度の例が挙げられる。

この年、消費税率の3%から5%への引き上げ(5.2兆円)に加え、特別減税の終了(2.0兆円)、社会保険料の引き上げ(0.6兆円)、医療費の自己負担割合の1割から2割への引き上げ(0.8兆円)などにより、8.6兆円の負担が生じたと試算されている^(注2)。97年度の家計の実質可処分所得は前年比▲0.02%(96年度:同+1.4%)、実質個人消費は同▲1.1%(96年度:同+

2.7%)といずれも大きく落ち込み、実質GDPは同▲0.0%(1996年度:同+2.9%)となった。1997年度の消費低迷には、アジア通貨危機やそれに続く金融システムの不安定化も影響したとみられるが、こうした家計負担の増加が一因となったことは間違いないだろう。橋本内閣の下で成立(97年11月)した財政構造改革法は、翌98年に凍結され、財政赤字の拡大はかえって加速する結果となった。

日本の財政が、復興財源・社会保障財源を確保しながら中長期的に財政健全化を進めなければならないという、極めて厳しい財政状況に置かれているのは確かである。欧米諸国の債務問題を巡る市場の動揺が続くなか、先進国中最悪の財政事情にある日本も、財政再建に向けた着実な取り組みを実際の行動で示していくことが求められていることは論を待たない。ただし、その実行に当たっては、増税等によって一度に生じる家計負担の増加がどの程度になるのか、それは果たして家計が耐えられるレベルと判断できるのか、といった点について慎重に検討しておく必要がある。過去10年間を振り返ると、家計の可処分所得(現状約290兆円)の毎年の増加額は平均2兆円程度にとどまっている。こうした中で大幅な家計負担増が生じた場合、消費に少なからぬ下押し圧力がかかる可能性が高いからだ。もちろん、今後期待される復興需要の顕現によって景気への悪影響が緩和される可能性や、社会保障改革の道筋がつくことで家計の将来不安が緩和されるといった効果も考えられるだろう。家計の負担増を伴う税制改正論議では、個人消費や景気に過度の影響を及ぼすことがないよう、今後の増税スケジュールや一度に行う増税幅について慎重な検討・判断を行うことが必要とされる。■

●図表3 復興財源の内訳



(資料)税制調査会資料などよりみずほ総合研究所作成

みずほ総合研究所 経済調査部

エコノミスト 風間春香

haruka.kazama@mizuho-ri.co.jp

(注2)経済企画庁「平成10年度版 日本経済の現況」。